

令和8年度第1回周南市地域包括支援センター運営協議会及び
周南市地域密着型サービス等運営委員会議事録
(要点筆記)

日 時 令和8年6月18日(木) 18時30分～19時40分
場 所 周南市役所本庁舎 多目的室
出席者 山本委員(地域包括会長、地域密着副会長) 藤田委員(地域密着会長、地域
包括副会長)、武居委員、難波委員、表川委員、藤本委員、諸井委員、松田
委員、野村委員、山崎委員
【出席10名】
事務局 福祉部次長兼高齢者支援課長、指導監査課長、地域福祉課課長、地域福祉課
課長補佐2名、他9名

1 あいさつ

2 議事

【令和8年度第1回周南市地域密着型サービス等運営委員会】

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について

○事務局

- ・指定には新規指定と指定更新がある。
- ・地域密着型サービスの指定期間は6年となっており、6年ごとに指定更新が必要となる。
- ・申請を受けた時は、欠格事由に該当していないかを市において審査し、その後、当委員会で意見を聴取した上で指定を行う。
- ・今回は、新規申請が1件ある。

看護小規模多機能型居宅介護について

- ・医療ニーズの高い要介護者について、通所、訪問介護、泊まりといった小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスである。
- 周南市ではこれまで指定はなかった。

「ケアシステムオレンジサークル」(新規申請)

- ・事業所の所在地は光市で、令和3年2月1日に光市の指定を受けている。
- ・申請に至った経緯は、光市の医療機関に入院している周南市の被保険者が退院後に住み慣れた自宅で生活するため、自宅から近い当該医療機関が設置している当事業所の利用を希望され、周南市が光市から当該被保険者の区域外利用の同意を5月19日に得たことである。
- ・地域密着型サービスは原則として事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用で

きるが、他市町（今回は周南市）が、事業所が所在する市町（光市）の同意を得た上で、その事業所を指定することで、他市町（周南市）の被保険者が利用できる。

- ・ 指定基準を満たしており、指定の欠格事由に該当する案件はない。

○会長

申請の経緯について説明があったが、質疑・ご意見等いかがか。
〔質疑・意見なし〕

【令和８年度第１回周南市地域密着型サービス等運営委員会終了】

【令和8年度第1回 周南市地域包括支援センター運営協議会】

（１）指定介護予防支援業務の受託申請について

○事務局

介護予防サービス計画作成について、指定居宅介護支援事業者へ委託することができるが、地域包括支援センター運営協議会での承認を得ることとなっている
令和7年度は4事業者より新規申請があったため、当会議にて諮りたい。

〔質疑なし〕

指定介護予防支援業務の受託申請について

〔承認〕

（２）（３）周南市地域包括支援センター報告について

- ・ 令和7年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告
- ・ 令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算

○資料により、事務局から全体傾向・まとめ説明

○資料により、各地域包括支援センターから説明

〔質疑〕

○委員

公的なサービスでは補えず、ニーズが多様化する中で民間企業、民間のサービスとの繋がりを知りたい。

○各包括支援センター

移動販売等、民間企業との繋がりで助かっていることは多々ある。

地域にある資源を専門職と情報共有し、活用できるように取り組んでいる。

会長

今後も地域包括支援センター、関係機関が協力しながら支援を行っていただきたい。

【令和8年度第1回周南市地域包括支援センター運営協議会終了】